

平成23年度政策の事前評価書要旨

評価実施時期: 平成22年8月
評価書公表時期: 平成22年8月

担当部局名: 林野庁

政策名	林産物の供給及び利用の確保			番号	⑯			
政策の概要	世界的な木材需要の増加等による外材輸入の先行きの不透明さや資源ナショナリズムの高まり、地球温暖化防止や低炭素社会づくりへの貢献等の木材の果たす役割に対する理解の進展を背景として、国産材利用の拡大に対する期待が高まっている中、林産物の供給及び利用の確保を図る必要がある。このため、木材産業等の健全な発展及び林産物の利用促進を図るためにの施策を行う。							
【評価結果の概要】	<p>(総合的評価) 必要性、有効性、効率性を鑑みて、予算要求することは妥当。 特に、10年後に木材自給率50%以上を達成するため、公共建築物の木造化等を推進すること。</p> <p>(必要性) 消費者ニーズに応える製品を安定的に供給するように木材産業の構造改革や木材需要を拡大を推進していくとともに、木材を使うことの意義について広く国民の理解を得るための取組等を推進する必要がある。</p> <p>(効率性) 広報経費の見直しや国による直接交付方式への移行、補助から融資への転換などにより、直接的に地域材利用の実需拡大につながるものに支援を特化するなど効率化を図る。</p> <p>(有効性) 森林・林業再生プランの「10年後の木材自給率50%以上」という目標を達成するとともに、地球温暖化防止に貢献するため、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築、公共建築物等や住宅への木材利用、未利用木質資源を含めた木質バイオマスの利用を促進する施策を推進することは有効である。</p>							
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>(反映の方向性) 林産物の供給及び利用の確保を図るため、木材産業等の健全な発展及び林産物の利用促進のための取組を推進していくものの、特に、地域材の安定供給の推進や地域材の実需拡大につながる施策に重点化していく。</p>							
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】								
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値		目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	
				19年度	20年度			21年度
国産材の供給・利用量の拡大	①国産材の供給・利用量	千m ³	17,333 (16年度)	19,313 (A)	19,424 (A)	18,281 (A)	23,000 (27年度)	
	②公共建築物の木造率	%	7.5 (20年度)	—	7.5	—	24 (27年度)	
	③木質バイオマス利用量(間伐材等由来)	万m ³	31.5 (21年度)	—	—	31.5	300 (27年度)	森林の適正な整備が行われることを通じて木材が生産される中で、木材の適切な供給・利用により、「植える→育てる→収穫する→植える」という森林のサイクルが円滑に循環し、林業の持続的かつ健全な発展が図られる。
	④国内で合法性証明に取組む林業・木材事業体数	事業体	7,661 (21年度)	—	—	7,661	8,500 (27年度)	このため、製材工場等の事業基盤の強化、木材の流通及び加工の合理化等により、木材産業等の健全な発展を図り、消費者ニーズに即した製品を供給していくことが重要である。
	⑤「木づかい運動」への参加団体数(「木づかい運動」ロゴマークの登録企業・団体数)	団体	243 (21年度)	130	199	243	400 (27年度)	また、木材の利用については、公共建築物や住宅等での木材利用や、木質バイオマスとしての利用を促進していくとともに、国産材利用の意義について国民の理解を深めることや木材の新規需要の開拓などにより、木材の需要を拡大していくことが重要である。 これらのことから、「国産材の供給・利用量の拡大」を目標として設定した。
関係する施政方針演説等内閣の重要な政策(主なもの)	施政方針演説等		年月日	記載事項(抜粋)				
	森林・林業基本計画		平成18年9月8日	第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標 4 林産物の供給及び利用に関する目標				
	総理大臣所信表明演説		平成22年6月11日	三 閉塞状況の打破 一経済・財政・社会保障の一体的建て直し (「強い経済」の実現)				
	新成長戦略		平成22年6月18日	第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果 (4)観光立国・地域活性化戦略 (森林・林業の再生)				